

告示

埼玉県告示第千三百二十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

- イ ー（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）―*N*―メチルプロパン―
ニ―アミン（通称名五―M A P D B）及びその塩類
- ロ 「二―（四―フルオロベンジル）―*H*―インドール―三―イル」（ナフト
レン―*H*―イル）メタノン（通称名F U B―J W H―〇―一八）及びその塩類
- ハ *N*―（四―フルオロフェニル）―*N*―「二―（二―フェネチル）ピペリジン
―四―イル」ブタナミド（通称名p―fluorobutyrylfent
a
nyl）及びその塩類
- ニ *N*―（*H*―アミノ―三―メチル―*H*―オキソブタン―二―イル）―*H*―（二
―フルオロベンジル）―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名A
B―F U B I N A C A 二―fluorobenzyl isomer）及び
その塩類

二 効力発生の日

平成二十七年十一月二十六日